

平成27年 5月22日

## 平成27年度 大阪市事業再評価実施方針

大阪市P D C Aサイクル推進要綱第7条第2項の規定に基づき、平成27年度の大阪市事業再評価の実施に関する方針を次のとおり定める。

## 第1 評価の実施

長期間にわたって未着工又は継続中である事業について、定量的又は定性的に分析し、継続の適否等を評価する。

## (1) 事業再評価対象事業

事業再評価対象事業については、再評価を実施しようとする当該年度に事業を完了する見込みのもの、及び90%以上の事業進捗が図られ当該年度から5年を経過する年度までに事業完了の見込みがあるものを除き、次のとおりとする。

・別表（平成27年度 事業再評価対象事業一覧表）のとおり

## (2) 評価の時期

- |  |               |
|--|---------------|
| 1) 事業再評価調書作成                                       | 平成27年 5月～ 8月頃 |
| 2) 建設事業評価有識者会議(以下「有識者会議」という。)において<br>有識者からの意見をいただく | 同 8月～12月頃     |
| 3) 有識者の意見のとりまとめ及び公表                                | 同 1月頃         |
| 4) 対応方針の決定及び公表                                     | 平成28年 2月頃     |

## (3) 評価の視点

1. 事業の必要性
  - 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
  - 2) 事業の投資効果
2. 事業の実現見通し
  - 1) 事業の進捗状況
  - 2) 事業の進捗の見込み
  - 3) 事業費の見込み
  - 4) コスト縮減や代替案立案等の可能性（必要に応じて）
3. 事業の優先度
  - 1) 重点化の考え方(事業を重点化する場合)
  - 2) 事業が遅れることによる影響(事業が遅れる場合)

#### (4) 評価の分類

- 1) 事業継続(A)：完了時期を宣言し、重点的に実施するもの
- 2) 事業継続(B)：(A)より優先度は劣るものの、予算の範囲内で着実に継続実施するもの
- 3) 事業継続(C)：(A)、(B)より優先度が劣り、限定的な実施にとどまるもの
- 4) 事業休止(D)：複数年にわたって予算執行を行わないもの
- 5) 事業中止(E)：事業を中止するもの

#### (5) 評価の方法

##### 1) 調書の作成

事業再評価対象事業を所管する局(以下「所管局」という。)は、当該事業について、指定様式による事業再評価調書(様式1)を作成し、市政改革室に提出する。

ただし、次の条件を満たす場合は、事業再評価調書を様式2とすることができる。

- ・ 前回の再評価で、事業継続(A)または(B)と評価し、今回の再評価で今後の事業継続の評価(案)を事業継続(A)または(B)と評価している場合。
- ・ 社会経済情勢の変化に伴う事業費の変更や事業期間の変更がほとんどない(事業費増が10%以内で、事業期間の延長が10%以内)

##### 2) 有識者から意見をいただく

有識者会議において、先ず所管局が対象事業の説明を事業再評価調書等により行い、その後、有識者から意見をいただく。

##### 3) 有識者の意見のとりまとめ

市政改革室が、有識者会議で聴取した各事業の評価分類の妥当性等についての意見を取りまとめる。

##### 4) 対応方針の決定

所管局は、有識者の意見を踏まえて対応方針を取りまとめ、大阪市事務専決規程所定の決裁手続きを経て、大阪市としての対応方針を決定する。

## 第2 継続中事業の自己評価

事業再評価後継続中事業(事業再評価対象外とした事業を含む)に係る昨年度取組状況について、自己評価(調書：様式3)を行う。

## 第3 公表

事業再評価に関する情報は随時公表し、市民に説明する責務を果たし、行政の透明性の向上を図る。

### (1) ホームページでの公表

次の情報について随時ホームページへの掲載により公表する。

- ・ 事業再評価調書(資料等を含む)

- ・ 有識者の意見
- ・ 有識者会議の会議録
- ・ 対応方針
- ・ 継続中事業の自己評価調書

(2) 市民情報プラザへの配架

「審議会等の設置及び運営に関する指針」第7の5に基づき次の情報を市民情報プラザに配架する。

- ・ 有識者会議での配布資料一式
- ・ 有識者の意見
- ・ 有識者会議の会議録

事業再評価調書(2回目以降)

事業名		
担当		
1 再評価理由		
2 事業概要	①所在地 図 1 参照	
	②事業目的	
	③事業内容	
3 事業の必要性の視点	①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化	
	②定量的効果の具体的な内容	
	③費用便益分析 図 2 参照	
	④定性的効果の具体的な内容	
	⑤事業の必要性の評価	

	事業開始時点 (平成 年 月)	前回評価時点 (平成 年 月)	今回評価時点 (平成 年 月)	
4 事業の実現見通しの視点	①経過及び完了予定			
	②事業規模			
	うち完了分	—		
	進捗率 図3参照	—		
	③総事業費			
	うち既投資額	—		
	進捗率 図4参照	—		
	④事業内容の変更状況とその要因			
	⑤未着工あるいは事業が長期化している理由			
	⑥コスト縮減や代替案立案の可能性			
⑦事業の実現見通しの評価				評価
5 事業の優先度の視点の評価				評価
6 特記事項				
7 対応方針(案)				
(理由)				
8 今後の取組方針(案)				

事業再評価調書（簡略）

1 事業種別 事業名[再評価理由]		[再評価後 5年経過( 回目)]
2 担当		
3 事業内容		
4 事業目的		
5 事業の概況 ※[]内は前回評価時のもの		事業開始 事業完了 [ ] 総事業費 [ ]億円 既投資額 [ ]億円 ○変更点 進捗率 事業費ベース . % 工事進捗率 . % [ . %] 用地取得率 . % [ . %]
6 前回再評価からの実施状況		
所管局の考え方		
7 視点毎の評価 (変更等の有無)	事業の必要性 A～C	
	事業の実現見通し	
	事業の優先度	
8 対応方針（案）		
（理由）		
9 今後の取組方針（案）		

# 事業再評価後の取組状況 - 平成 年度 再評価実施事業

【様式3】

【対応方針】 事業継続(A)：完了時期を宣言し、重点的に実施するもの  
 事業継続(B)：予算の範囲内で着実に継続実施するもの  
 事業継続(C)：限定的な実施にとどまるもの

【自己評価結果】 ○：取組方針に沿って事業を実施できた  
 ×：取組方針に沿って事業を実施できなかった。

No	事業種別 事業名	事業の概況 (再評価時点)	対応 方針	今後の取組方針	自己評価 [進捗率]				自己評価の判定理由 (前年度の取組状況等)	改善策及び今後の取組方針等 (評価結果が×の場合)
					年度	年度	年度	年度		

# 評価の視点と評価分類の整理

## 事業再評価の視点

### 1. 事業の必要性

- ① 事業を巡る社会経済情勢等の変化※  
(事業開始時・前回評価時と現在との変化) 調書3①
- ② 事業の投資効果※ 調書3②～④

### 2. 事業の実現見通し

- ① 事業の進捗状況※ 調書4①～⑤
- ② 事業の進捗の見込み※ 調書4①～⑥
- ③ 事業費の見込み 調書4①～⑥  
調書5
- ④ コスト削減や代替案立案等の可能性※ 調書4⑥

### 3. 事業の優先度

- ① 重点化の考え方 調書5
- ② 事業が遅れることによる影響 調書5

事業の性質・状況により加える項目

※「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に掲げられている視点

## 視点毎の評価の例示

①・②で事業継続の是非を検討 調書3⑤

- ・投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している → A～C
- ・投資効果はあるが、社会経済情勢等の変化に対しても適合していない → D
- ・投資効果がない → E

①～③で完了時期の目途やスケジュールの明確さ及び事業費確保の見込みを検討 調書4⑦

- ・完了時期の実現可能性が高い → A
- ・完了時期の見通しあり → B
- ・一定の進捗は見込まれる → C

・当面進捗が見込めない  
→④で進捗阻害要因を排除するためのコスト削減や代替案立案等の可能性を判断 調書4⑥

- ・可能性あり → D
- ・可能性なし → E

①で重点化の位置づけや考え方を確認 一定の位置付けや考え方に基づいた事業であるかどうか(考慮要素) 調書5

②で遅延による影響の程度を検討 調書5

- ・影響が極めて大きい → A
- ・影響大 → B
- ・影響小 → C
- ・影響が極めて小さい → D
- ・影響なし → E

## 評価分類

**【事業継続:A】完了時期を宣言し、重点的に実施するもの**

- ・事業完了までのスケジュールの実現可能性が高い事業。
- ・事業遅延による影響が極めて大きく、緊急度・優先度が極めて高い事業。

**【主なフィック・ポイント】** 2-② 計画どおり事業が終了するよう事業進捗が図られる可能性が高い(進捗上の課題(関係者調整難航・施工上の課題等)がないか、課題があっても解決して計画どおり進捗する可能性が高い。)

2-③ 計画どおり事業が終了するよう事業費確保が図られる可能性が高い

3-② 事業遅延による影響が極めて大きい

**【事業継続:B】(Aより優先度は劣るものの)予算の範囲内で着実に継続実施するもの**

- ・事業完了に至るまでおおむね見通しがついている事業。
- ・事業遅延の影響が大きく、完成に向けて着実に事業を実施する必要性が高い事業。

**【主なフィック・ポイント】** 2-② おおむね計画どおり事業が終了するよう事業進捗が図られることが見込まれる(進捗上の課題がないか、課題があっても解決して計画どおり進捗することが見込まれる。)

2-③ おおむね計画どおり事業が終了するよう事業費確保が図られることが見込まれる

3-② 事業遅延による影響が大きい

**【事業継続:C】(A、Bより優先度が劣り)限定的な実施にとどまるもの**

- ・事業効果が既にある程度現れているなど、事業遅延による影響が小さく、早期の事業完了の必要性が乏しい事業。
- ・投資効果があり、当面、権利者調整の進展等に応じて実施するなどにより一定の進捗は見込まれる事業。

**【主なフィック・ポイント】** 1-① 投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している

2-② 一定の事業進捗が見込まれる(進捗上の課題がないか、課題があっても事業進捗が見込めなくなるほどではない。)

2-③ 一定の事業進捗のための事業費確保が見込まれる

3-② 事業遅延による影響が小さい

**【事業休止:D】複数年にわたって予算の執行を行わないもの**

- ・投資効果はあるが事業を巡る社会経済情勢等との変化に対しても適合していない事業。
- ・当面事業の進捗が見込めず、実施時期等の見直しやコスト削減・代替案等により進捗阻害要因を排除する必要があるため、事業中止ではないが、事業を一時休止する事業。

**【主なフィック・ポイント】** 1-① 社会経済情勢等の変化に対しても適合していない

2-②・2-③ 進捗阻害要因(進捗上の課題・事業費確保困難等)が存在し、当面進捗が見込めない

2-④ コスト削減や代替案立案等により事業を進捗できる可能性がある

※事業再開にあたっては、建設事業評価有識者会議より意見を聴取するものとする。  
※執行を行わない予算は、工事費や用地費など事業進捗を図る経費とする。  
(事業の検討・見直しに要する調査費等を除く。)

※「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」における「事業の継続」に含まれる。

**【事業中止:E】事業を中止するもの**

- ・投資効果がなく、事業継続の妥当性がなくなった事業。
- ・進捗阻害要因を排除できる可能性がなく、事業手法や事業規模等を見直しても事業継続の妥当性がない事業。

**【主なフィック・ポイント】** 1-① 投資効果がない

2-④ コスト削減や代替案立案等の可能性なし

※事業再評価の範囲:個別事業の妥当性を確認する。  
評価対象事業を越えた範囲(例えば、全体計画や局運営方針等自体の内容の是非など)については再評価の議論の対象外とする。



## 大規模事業評価について

【大阪市P D C Aサイクル推進要綱（平成27年4月1日改正）】より抜粋

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(4) 大規模事業 次のいずれかに該当する事業をいう。

ア 市が事業主体である次表の左欄に掲げる事業（都市計画の決定又は変更を伴わないものに限る。）で、その全体事業費がそれぞれ同表の右欄に掲げる額以上のもの。  
ただし、次の事業については除くことができる。

- ・維持修繕事業、災害復旧事業、耐震改修事業
- ・既存施設等の建替え又は更新で用途の変更を伴わないもの。

道路・街路整備事業、都市高速鉄道整備事業、都市公園整備事業、河川整備事業、港湾整備事業、廃棄物処理施設整備事業、上水道整備事業、下水道整備事業、住宅整備事業、市街地再開発事業又は土地区画整理事業等の市街地の開発事業	10億円
上欄に掲げる事業以外の建設事業又は整備事業	用地取得費を除き10億円

イ 市長が特に必要と認める建設事業又は整備事業。

（大規模事業の評価）

第6条 大規模事業の評価は、次の各号に定める方法により実施するものとする。

- (1) 市政改革室長は、対象事業ごとに、評価の時期、視点及び方法その他評価の実施に関する基本的な事項について定める。
- (2) 局長は、前号の規定により定められたもの（以下「大規模事業評価実施方針」という。）における評価の視点に基づき分析する。
- (3) 局長は、大規模事業評価実施方針及び前号の規定による分析の結果について、大阪市建設事業評価有識者会議（以下「建設事業評価有識者会議」という。）において委員の意見を聴き、当該事業を実施することが適切であるかどうかを判定する。

2 大規模事業の評価は、当該事業に係る事業着手のための経費を計上する年度の予算を編成するまでに実施するものとする。